

3つの
シールできっぱり
お断り

悪質業者による被害を防ぐため、「悪質訪問販売お断り」と書いたシール（左写真）を3月中旬以降に全戸配布します。高齢者や単身世帯を狙って自宅訪問し、言葉巧みに勧誘しては、高額な商品やサービスを売りつける悪質な訪問販売による被害が後を絶ちません。

見知らぬ業者が訪問したら、ドアを開ける前に身分証の持参を確認し、名前や用件を確認しましょう。業者の甘い言葉や恐怖心を植えつけるような巧みな話術にのらないようにし、『いいらないもの』は、はっきり「いいりません」と断りましょう。また、高額な商品の購入やサービスの契約は、すぐに決まらずに家族や知人などに相談しましょう。

もし、契約しても一人で悩まずに早めに消費生活センターなどに相談しましょう。

消費生活課（消費生活センター）

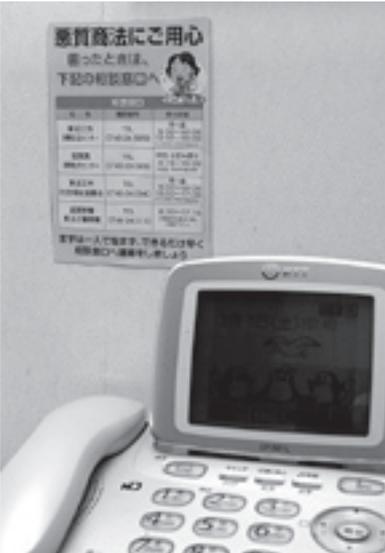
☎0748-24-5659
IP050-5801-5659

ドアを開ける前にもう一度確認を（内玄関、ドアインターホン用）

電話の近くに貼り、困った時に相談窓口へ連絡しましょう



▲インターホンの近くなどに貼り、意思表示しましょう（外玄関用）



届け出はお早めに

届け出は14日以内に行ってください！

国保に加入するとき	手続きに必要なもの
転入したとき（職場の健康保険などに加入していない場合）	●本人確認できるもの（運転免許証やパスポートなど）
外国人登録をしたとき（1年以上日本に滞在すると認められた人で、職場の健康保険などに加入していない場合）	●外国人登録証明書
職場の健康保険をやめたときや扶養家族からはずれたとき	●健康保険をやめた証明書（退職証明書・離職票など）
子どもが生まれたとき	●母子健康手帳
国保をやめるとき	手続きに必要なもの
転出するとき	●国保の保険証
職場の健康保険などに加入したときや扶養家族になったとき	●「国保」と「新しく加入した職場」の保険証
死亡したとき	●国保の保険証
そのほか	手続きに必要なもの
住所・世帯主・氏名が変わったとき	●国保の保険証
修学などのため子どもが市外に居住するとき	●国保の保険証 ●学生証・在学証明書など
国民健康保険証を紛失したとき	●本人確認できるもの

問 保険年金課 ☎0748-24-5631 IP050-5801-5631
もしくは各支所市民生活課

国民健康保険 4月から

新しい保険証に変わります

4月1日から、現在お持ちの国民健康保険証（ピンク色）が新しい保険証（むらさき色）に変わります。加入世帯には3月中旬以降に簡易書留により郵送します。新しい保険証が届きましたら、氏名や生年月日などをお確かめください。4月1日以降に医療機関を受診されるときは、この新しい保険証を窓口

提示してください。古い保険証（ピンク色）は4月中にお返しいただくか、ご自身で責任をもって処分してください。
●こんなときには届け出を左表のような異動があった場合は届け出が必要です。
※簡易書留：受け取るときに受け取り人のサインが必要です。

軽自動車の 廃車手続きは お済みですか？



軽自動車税は、4月1日の時点で軽自動車（125cc以下のバイク、農耕自動車、ミニカーなどを含む）を所有または使用している人に課税されます。4月1日までに廃車や名義変更をしないと、平成22年度の税金が1年分がかかります。なお、滋賀ナンバーの車は、市役所で廃車や名義変更ができませんのでご注意ください。

問 原動機付自転車・農耕自動車・ミニカー
市民税課 ☎0748-24-5604

IP050-5801-5604または各支所市民生活課
問 軽二輪（125cc超 250cc以下）および
小型二輪（250cc超）

滋賀陸運支局 ☎050-5540-2064

問 軽三輪および軽四輪

軽自動車検査協会 ☎077-585-7103

軽自動車税の減免制度

身体または精神に障がいのある人のために使用される軽自動車は、申請により軽自動車税の減免を受けることができます。減免を受けるためには一定の要件がありますので、4月1日までに申請の準備をお願いします。

詳しくはお問い合わせください。

問 市民税課

☎0748-24-5604 IP050-5801-5604

「公的個人認証サービス」 申請窓口の変更

平成22年4月1日からe-TAXや電子入札などの電子申請届出などに必要な「公的個人認証サービス（電子証明）」の新規や更新などの受付・交付は、本庁市民課と能登川支所市民生活課の2か所とさせていただきます。永源寺・五個荘・愛東・湖東・蒲生支所では、お取り扱いできません。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問 市民課 ☎0748-24-5630

IP050-5801-5630

後期高齢者医療制度

平成22・23年度の保険料率の改定

高齢化の進展や医療の高度化などにより医療費は年々増加しています。医療費に見合う保険料の収入を確保するため、保険料率を改定します。

なお、保険料（年額）は、①被保険者均等割額と②所得割額の合算となります。

◆平成22・23年度の保険料率（年額）

区分	保険料率 （現行 平成20・21年度）	改定後 （平成22・23年度）
①被保険者均等割額	38,175円	38,645円
所得割率	6.85%	7.18%

②所得割額＝総所得金額等から基礎控除の33万を差し引いた金額×所得割率

◆保険料の納付方法

◎年金から保険料を納付の場合

年金支給月に、およそ2か月分を納めていただきます。

◎口座振替や納付書により保険料を納付の場合

7月から翌年3月までの年9回に分けて納めていただきます。

●●●● 保険料が軽減される場合 ●●●●

平成21年度に引き続き、保険料が軽減されます。

所得の低い人の軽減

●世帯主と被保険者全員の所得が一定以下の人は、均等割額が世帯の所得水準に合わせて「9割・8.5割・5割・2割」のいずれかの割合で軽減されます。

●基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の人は、所得割額が5割軽減されます。

職場の健康保険などの被扶養者であった人の軽減

●資格取得日の前日に、職場の健康保険などの被扶養者であった人は、均等割額が9割軽減され、所得割額は免除されます。

◆平成22年度の保険料の額や納付方法は、7月中旬頃に被保険者のみなさんに郵便でお知らせします。

詳しくは、保険年金課までお問い合わせください。

問 保険年金課 ☎0748-24-5632 IP050-5801-5632

東近江市一般廃棄物最終処分場 （五個荘日吉町） （土砂・ガレキ類）の搬入量の変更

平成22年
4月から

一般家庭から排出される土砂・ガレキ類の搬入量（1日あたり）を4月から**軽トラック1台相当の量**に変更します。搬入には、許可書が必要です。廃棄物対策課または各支所市民生活課で申請してください。（日曜日みの搬入、事前予約制）
*産業廃棄物は取り扱いできません。

問 廃棄物対策課 ☎0748-24-5636 IP050-5801-5636



子育てサロン「チャオとびわこ学院大学のコラボレーション」

親子でふれあいながら楽しめる「造形あそび&人形劇&ダンス」が、ウエルネス八日市で開かれ、13組の親子が参加しました。

これは、子育てサロン「チャオ」の事業にびわこ学院大学が市と締結した包括協定の一環として企画。学生がスタッフの一員として参加者と交流を深めました。「造形あそび」では、身の回りの小物や野菜などをスタンプにして、親子で型押しあそびをしながら作品を制作。ほかに、山科醍醐こどものひろばの人形劇サークル「むくむく」(京都市)による人形劇と、サークル「ポ

▼スタンプでオリジナル作品をつくる



ディーピンク」代表 岡治和美さんのダンス指導もあり、親子でふれあいながら楽しいひと時を過ごしました。

健康 友愛 奉仕

健康でいきいきとした生活

東近江市老人クラブ連合会は、市内247の老人クラブで構成されており、約1万5千人の会員がいます。健康・友愛・奉仕の三つを

合言葉に、スポーツ大会やゲートボールなどの体育活動、油

絵や手芸などの文化活動のほか、体や脳のトレーニング方法を学ぶ講演や、交通安全・消費生活のための研修を企画し、教養を深めています。

また、一人暮らしの高齢者の安否訪問や児童の通学を見守りながらのあいさつ運動を実施し、地域コミュニティの活性化に取り組むとともに、

町の清掃活動や花植えて、住みよいまちづくりにも貢献しています。

健康でいきいきとした生活を過ごすためには、地域に仲間がいることが大切です。老人クラブに加入して仲間と親睦を深めてみませんか。



問長寿福祉課

☎0748-24-5645
IP050-5801-5645

3/21(日) 家族ふれあいサデー



高校生以下の子どもを含む家族で「ふれあいカード」を持参すると、下記の利用が無料になります。

- 八日市大風会館 ●探検の殿堂
 - 近江商人博物館 ●野口謙蔵記念館 ●ふれあい運動公園バタールゴルフ場 ●蒲生緑のひろばバタールゴルフ場 ●ひばり公園パークゴルフ場 ●湖東プール ●おくのの運動公園軽運動室 ●ちょこっとバス
- 問 青少年課 ☎0748-24-5675
IP050-5801-5675

もみ殻くん炭の販売価格の変更

4月1日から下記のとおり変更します。

数量	変更後価格	変更前
100ℓ	700円	600円
40ℓ	350円	300円

問あいうエコプラザ菜の花館
☎0748-46-8100 IP050-5801-1189

東近江市こども未来夢基金



こども未来夢基金は、東近江市のこどもたちが未来に夢と希望をもち、豊かな心を育めるよう各種事業に活用する基金です。みなさんからいただいた善意(寄附金)をもとに、同額を市からも積み立てています。結婚や出産、還暦、退職などをきっかけに、こどもたちへのあなたの想いを寄附金として託していただませんか。基金は次の事業などに活用させていただきます。

- こどもの健やかな成長を育む取り組み
- 自然と調和した環境への取り組み

問企画課 ☎0748-24-5610
IP050-5801-5610

お詫びと訂正 広報2月号の11ページに記載の特殊勤務手当の支給対象職員一人当たり平均支給年額「93,600円」は、医師調整手当が未加算のため、正しくは「398,400円」でした。お詫びして訂正させていただきます。

■記号の説明・・・問=問い合わせ IP=IP電話